

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を実施している。 被保険者の世帯構成、住民基本台帳の異動、所得状況、口座登録簿関係情報を把握し事務処理を行っている。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 82の項、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富津市市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市市民部国民健康保険課後期・国保賦課係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1254

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	
平成29年4月1日	I-7請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	
平成29年4月1日	I-8連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	
平成30年6月29日	I-5-②所属長	課長 尾形 卓信	課長	事後	
令和1年5月17日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課後期高齢者医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	
令和1年5月17日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課後期高齢者医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 82の項、83の項	番号法第19条第8号 別表第二 82の項、83の項	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年6月23日	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	事後	組織体制の変更のため
令和4年6月23日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課後期高齢者医療係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課後期・国保賦課係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1254	事後	組織名称の変更のため
令和4年11月18日	I.1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療給付に関する事務を実施している。被保険者の世帯構成、住民基本台帳の異動、所得状況を把握し事務処理を行っている。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療給付に関する事務を実施している。被保険者の世帯構成、住民基本台帳の異動、所得状況、口座登録簿関係情報を把握し事務処理を行っている。	事前	令和5年1月より公金口座対応を開始するため
令和5年6月29日	I.5①評価実施機関における担当部署	富津市健康福祉部国民健康保険課	富津市市民部国民健康保険課	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課後期・国保賦課係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市市民部国民健康保険課後期・国保賦課係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	組織体制の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	Ⅱ.1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和5年6月29日	Ⅱ.2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため